

**米穀専門店を対象とした岩手県産米キャンペーン
実施業務委託**

企画コンペ実施要領

令和4年 11 月

いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する「米穀専門店を対象とした岩手県産米キャンペーン実施業務委託」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 業務の概要

（１） 業務件名及び数量

「米穀専門店を対象とした岩手県産米キャンペーン実施業務委託」
委託契約締結の日から令和 5 年 3 月 17 日（金）まで

（２） 募集する企画提案の内容

資料 2 「業務仕様書」のとおり

（３） 予算額

2,097,392 円（税込）

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会会長から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、協議会との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、協議会は、必要に応じて、代表者以外の構成員についても、下記「3 企画コンペ手続き等に関する事項」（４）に定める、参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

【参加資格の要件】

- （１） 本業務の実施について、協議会の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- （２） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （３） 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （４） 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- （５） 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※ なお、協議会構成団体は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) (6)までの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成8月7日建振第282号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続き等に関する事項

(1) 担当

いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会事務局（岩手県農林水産部県産米戦略室内）

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

電話：019-629-5715 ファクシミリ：019-651-7172

電子メールアドレス：AF0016@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、いわて純情米ホームページに掲載する。

※ トップページ (<https://iwate-kome.jp/>) → 「入札・コンペ・公募情報」

【交付資料】

資料1 企画コンペ実施要領（本書）

資料2 業務仕様書

資料3 企画提案書作成要領

資料4 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

ア 受付期間 令和4年11月18日（金）午後5時まで

イ 受付場所 いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会事務局（岩手県農林水産部県産米戦略室内）（連絡先は上記「(1) 担当」を参照）

ウ 提出方法 【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、原則電子メール又はファクシミリにより提出すること。

エ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、いわて純情米ホームページに掲載する。

オ 回答期日 令和4年11月22日（火）にまとめて回答する

(4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を、下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類 下記のとおり。

【様式1-2】参加資格確認申請書

【様式1-3】会社概要及び過去5年間の主な同種事業受託実績

【様式1-4】受付票

イ 提出期限 令和4年11月24日(木)〔必着〕

ウ 提出先 いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会事務局（岩手県農林水産部県産米戦略室内）（連絡先は上記「(1) 担当」を参照）

エ 提出方法 持参、郵送、電子メールにより提出すること。

なお、持参の場合は、土・日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。また、郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて、期限までに必着のこと。

オ 確認結果 参加資格の確認結果は、令和4年11月28日(月)までに文書により通知する。

カ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができない。
- ・ 参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。
- ・ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに当該参加者が行った企画提案を無効とする。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会会長に対して、文書（様式任意）により、その理由の説明を求められることができる。

ア 提出期限 令和4年12月1日(木)〔必着〕

イ 提出先 いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会事務局（岩手県農林水産部県産米戦略室内）（住所等は上記「(1) 担当」を参照）

ウ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

エ 回 答 いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会会長は、説明を求められたときは、令和4年12月8日(木)までに、説明を求めた者に対して、文書によりその理由を回答する。

(7) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類 資料3「企画提案書作成要領」で定める書類

イ 提出期限 令和4年12月2日（金）〔必着〕

ウ 提出先 いわたのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会事務局（岩手県農林水産部県産米戦略室）（住所等は上記「（1）担当」を参照）

エ 提出方法 持参、郵送、電子メールによる。

なお、持参の場合は、土・日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。また、郵送の場合は、封筒表に、企画提案書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。

※1 提案は、1者につき1提案とし、複数提案を認めない。また、企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

※2 資料3「企画提案書作成要領」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

（8）企画提案の無効

上記「（4）参加資格の確認」により参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

（9）企画コンペ参加の辞退

上記「（4）参加資格の確認」による参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、企画コンペ参加を辞退する場合は、【様式1-5】「企画コンペ参加辞退届」を、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」で定める企画提案選考審査会の実施日の前日（土日祝日の場合は直前の平日）まで〔必着〕に、いわたのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会事務局（岩手県農林水産部県産米戦略室内（住所等は上記「（1）担当」を参照）に持参、郵送、電子メールにより提出すること。

なお、企画コンペ参加を辞退した者は、これを理由として、以降協議会が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

（1）受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料4「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考審査会において行う。

なお、企画提案書等の内容が、上記「1 業務の概要」（4）の予算額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

（2）企画提案選考会の開催

ア 開催日時（予定） 令和4年12月5日（月）

イ 開催場所（予定） 岩手県農林水産部県産米戦略室内

ウ 開催方法等

審査は、参加者から提出された企画提案書による書面審査で行う。

(3) 受託候補者の決定

- ア 協議会は、企画提案選考会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。
- イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
- ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、協議会と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

協議会は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項をいわて純情米ホームページ上で公表する。

6 公正な企画コンペ実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が協議会に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提出書類は公表しないものとする。

エ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

【参考】本企画コンペ等に関するスケジュール

11月18日(金)	実施要領等に関する質問票	提出期限
11月22日(火)	実施要領等に関する質問票	最終回答
11月24日(木)	参加資格確認申請書類	提出期限
11月28日(月)	参加資格確認結果通知	
12月2日(金)	企画提案書類	提出期限
12月5日(月)	企画提案選考会	
12月上旬	委託候補者の決定	
12月中旬	契約締結	

【様式 1 - 1】

会社等名 : _____
担当部門 : _____
担当者 : _____
メールアドレス : _____
電話 : _____
ファクシミリ : _____

実施要領等に関する質問票

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				

〔留意事項〕

- ・ 令和4年11月18日（金）午後5時までに提出願います。期限を過ぎたものは受け付けません。
- ・ 原則として、電子メール又はファクシミリで送付すること。
（アドレス : AF0016@pref.iwate.jp、ファクシミリ : 019-651-7172）
- ・ 1つの質問項目について1行使用のこと。

【様式 1 - 2】

令和 年 月 日

いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会会長 様

住所
商号又は名称
代表者職・氏名 印

参加資格確認申請書

「米穀専門店を対象とした岩手県産米キャンペーン実施業務委託」に係る企画コンペ参加資格について確認されたく、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

「企画コンペ実施要領」の「2 参加者の資格要件等」に定める次の内容について、虚偽がないことを宣誓します。

- 1 本業務の実施について、協議会の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- 2 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 3 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- 4 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 5 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※ なお、協議会構成団体は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- 6 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準(平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号)に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- 7 6 までの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成 8 月 7 日建振第 282 号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- 8 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

【様式 1 - 3】

会社概要及び過去 5 年間の主な同種事業受託実績

商号又は名称		
代表者職氏名		
所在地		
設立年月日		
資本金		
直近の年間売上高		
従業員数		
業務内容		
会社の特色		
過去 5 年間の 受託実績	発注者	受注年及び受注事業内容
	官公庁・公共 団体	
	民間	
【本申請の窓口となる担当者名】		
所属	電話	
職	ファクシミリ	
氏名	E-mail	

※ 既存の資料（会社パンフレット等）で同項目が網羅されているものであれば、これに替えることができる。

※ 他に、会社の直近の財務諸表を添付すること。

※ 過去 5 年間の受託実績は、簡潔に受託事業の成果が分かる資料を添付すること。

【様式 1 - 4】

受 付 票

担 当		
番号	書 類 名	チェック欄
1	参加資格確認申請書【様式 1 - 2】	
2	会社概要及び過去 5 年間の主な同種事業受託実績【様式 1 - 3、財務諸表、受託事業成果】	
3	受付票【様式 1 - 4】(本書)	

受付年月日	令和 年 月 日		
商号又は名称			
届出者 所属 職 氏名	電話番号		
	E - m a i l		

「受付票」「受領票」は、太枠内のみ記入してください。

----- 切り取り線 -----

受 領 票

受付年月日	令和 年 月 日		
商号又は名称			

「委託事業」に係る参加資格確認申請書等関係書類を受領しました。

いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会会長
(公印省略)

取扱担当者

印

【様式 1 - 5】

企画コンペ参加辞退届

令和 年 月 日

いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会会長 様

「米穀専門店を対象とした岩手県産米キャンペーン実施業務委託」に係る企画コンペへの参加を表明し、参加資格を有すると認められましたが、都合により参加を辞退いたします。

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

印